

都立大泉高等学校同窓会・いずみ会誌

会報 いずみ

第36号

会報 いずみ 第36号

発行 平成5年5月16日
 編集人 橋本武彦
 発行人 田中英道
 発行所 いずみ会
 〒178 練馬区東大泉5-3-1
 都立大泉高校内
 ☎ 03-3924-0318
 印刷所 (有)一光印刷所
 〒176 練馬区旭丘1-67-8
 ☎ 03-3953-3336



卒業おめでとう！

そして ようこそ いずみ会へ

平成五年三月十日、桜並木の舊もまだ硬い新緑のなか、例年より三日早く、第四十五回東京都立大泉高等学校卒業証書授与式が挙行された。今年もまた四〇一名もの若人が、大泉の学び舎から巣立っていった。

最近の卒業式の風景は、会員諸兄弟の旅立ちのときのそれとは些か趣きを異にしており、厳肅な雰囲気というよりはむしろアソビ心を混じえたパフォーマンスといった感である。

在校生の服装は、ジーンズにジャケットといった平素のいでたち。先生方の意にはそぐわなかったようであり、列席された保護者の方々の目を気にされる先生もいらしたように見受けられた。

式は、校歌斉唱で始まり、卒業証書の授与へと続く。卒業生ひとりひとりの名前が点呼され、クラスごとに代表者が学校長から証書を手渡される。凜とした空気の中、キリリと引き締まった点呼の音が会場内に響く。式のメインであるこのときだけは、さすがに卒業生の顔も式の始まる前とは見違えるほど大人に、また美しくなったように感じら

れた。

ところが、最後のクラスである三年十組の代表者が証書を受け取った瞬間、パフォーマンスが起った。代表者がその場で万歳三唱を行い、そしてクラスメートによる「ウェーブ」。まるでスポーツ競技で勝利を収めたかのような賑やかさである。

その後、学校長祝辞、在校生送辞などの間、式は再び落ちつきを取り戻したが、卒業生代表による答辞は、アドリブをまじえ恩師の想い出話など笑いを誘うものであった。とかく楽しさ面白さを是とする当世学生気質が見受けられたが、現実社会への批判や、将来の展望・抱負などの言葉がなかったことに物足りなさを感じたのは、こちらが年齢をとったせいであろうか。

そして、いよいよ式が終わり、卒業生の退場。クラッカーが鳴り、バラの花や紙吹雪が舞い、紙テープや果てはトイレットペ

ーパーまでが飛びかうなかを、卒業生たちは会場をあとにして行った。

今年の卒業式は、先生方や在校生の間でも賛否が分かれたようである。しかし、卒業式を単なる通過の儀式とすることなく、自らの門出を自分たち流に演出してしまふエネルギーには正直感心させられた。

卒業式前日の三月九日、いずみ会入会式があり、彼ら卒業生は新しく高校45期会員となった。いずみ会がより開かれた組織へと大きく変わろうとしているいま、彼らの明るさ創造力とそして若さのパワーを、会の新しい力として迎えられることを、大変嬉しく、また頼もしく思う次第である。



いずみ会総会は

6月6日(日) 午後1時～
 母校にて

年に一回、いずみ会員が集う親睦の場、それが総会です。

今年の総会は特別企画として、「なつかしい、あの先生の授業をいま一度」。昔学んだ先生方の授業を再現します。国語の橋本精一先生をはじめとして、母校教諭でいずみ会員の高橋先生(英語・高四期)など、なつかしい名物教師の方々が登場の予定です。

お友達とお誘い合わせの上、おいで下さい。(軽食、ビール、ソフトドリンクも、ご用意してます。)

<会費>

中1～高25期生	2,000円
高26～高35期生	1,000円
高36期以降の卒業生	無料

次の一步も皆さんと共に

会長 田 中 英 道(中2期)

この三月十日、いずみ会に四百余名の新しい会員が誕生しました。高校45期生です。大泉高校のOBらしく、自由闊達でバタリティーに富んだ皆さん方を迎え、新たな年度のスタートを切りました。

昨年四月二十五日のいずみ会幹事会において、大竹前会長よりバトンタッチを受けて以来、早いもので一年が過ぎました。前幹事の方々からのご指導を仰ぎながらではありますが、執行部や各期の幹事の皆さん共々、手探りの状況の中での活動であったと思います。

そうした中、会員の皆さんからの励みしや、ご要望をいただいた、一昨年の五十周年記念行事を契機に燃え出したいずみ会の炎を絶やしてはならない責任の大きさを、痛感しております。多くの会員の皆さんからみれば、活動状況が見えない、何も知らない、といったいずみ会の現状や動きを、

「少しでもわかるようにして欲しい」との声を、数多くいただきました。また、「同じ歴史をもつ井草高校に負けないようにしてもらいたい」といったご意見もありました。こうしたご意見を踏まえ、今回の会報で皆さんにご提示する新規約草案には、より多くの会員の皆さんが、ご自身の気持ち、意志によって、自由に会の活動

平成四年度 事業報告

事務局 局長 橋 本 武 彦(高1期)

平成四年度は、いずみ会役員の新体制が発足し、役員の数及び事務局員の人数が以前に比べ非常に充実しました。従って、いずみ会の事業活動も強力に推進できる様になりました。

平成三年には、母校の五十周年記念祝賀会があり、いずみ会始まって以来とも言える会員の結束が図られました。また協賛金の呼び掛けには千二百人の会員が応えました。平成四年度は、その勢いを駆ってと期待していたのですが、役員の参加の割には、会員の盛り上がりがいまいちだったと思います。

とは言え、平成四年度は会報を二回発行し、八千人の会員に発送しました。いずみ会の基幹事業として会員の名簿の維持管理が有るわけですが、各期毎の幹事に名簿の整備を依頼しています。同期会の開催等をきっかけに一段と充実を図って下さる様お願いいたします。勿論会員の皆さんは、移転等のあった時に、幹事へ連絡を取る事を忘れない様にしてください。

平成四年度の事業の特徴は、いずみ会の基盤整備及び新しい試みに挑戦した事と言えます。基盤整備としては四点有ります。

- ①既に述べましたが、新役員体制と事務局の充実です。
- ②会計処理で、個々の支出の

目的を明確に記録する等、会計処理をより厳密化するとともに会計監査役を設置しました。

③いずみ会規約検討委員会の設置です。いずみ会は毎年新会員を迎えて会員数が増えます。それに伴い名簿編集、連絡業務が増大します。また、イベントの企画ができたり、そして何と

いっても何時でもいずみ会の活動に参加してもらえらる会則であって欲しいと思います。約半年間かけた新規約の草案を更に今年一年かけて、会員の皆さんに審議していただきます。

④理事会、幹事会の活性化です。いずみ会の事業計画、事業推進の中核として、各種事業の立案、決定をしていかなければなりません。

次に新しい試みに挑戦した件ですが、二点有ります。

①総会にイベントを持ち込みました。18期中村理事による、トトロの講演は、人間と自然のかかわり合いを考えさせられる大変楽しい企画でした。

②いずみ会報をタブロイド版にしました。見やすさと、送達業務の効率化を狙った事です。実は、まだまだ色々考えたが、少しずつ実行に移しつつある物が有ります。

- ①名簿のワープロ化
- 膨大なデータを更新しながら維持管理していくには、ワープロの導入が不可欠です。

②名簿の発行の効率化

名簿のワープロ化とあわせて検討しています。

③送達業務の効率化

事務局の作業の中でも難事業と言えるのが会報の発送です。各期の幹事に協力を要請しますが、いずみ会が活発化すればする程、作業量が増大しますので、その軽減をはかります。

④会議録の整備

いずみ会は、役員、幹事及び有志の奉仕活動で成り立っている訳ですから、全ての人が毎回出席出来るとは限りません。欠席しても過去の経緯が分かるように、議事録の充実も重要な事と考えています。

⑤広報活動の充実

いずみ会に関心を持って貰うためにも、いずみ会及び同期会の活動を会員にお知らせしたいと思っています。

⑥会員情報の収集

各界で活躍中の会員の情報を集めて、親睦の集まりを更に意義深いものにしていきましょう。

⑦イベントの企画

いずみ会は、全会員数一万七千人という大組織です。アイデアさえ出れば、素晴らしい企画が立てられると思います。

以上ですが、より多くの会員の参加を得ていずみ会の親睦の輪を広げましょう。

平成4年度 活動記録

平成4年	
4月18日	事務局 幹事会事前準備
4月25日	いずみ会幹事会 平成2・3年度事業報告、50周年協賛会事業報告、並びに平成4年度暫定予算承認 他
	会報部会 会報34号内容検討
5月23日	監査委員会 いずみ会代表幹事会 いずみ会総会打ち合わせ 他
5月30日	監査委員会 理事会 いずみ会総会事前準備
6月7日	監査委員会 いずみ会総会
6月12日	会計部会 予算の費消状況確認
7月4日	理事会 いずみ会総会の総括 他
7月29日	監査委員会
8月5日	監査委員会
8月19日	監査委員会
8月20日	理事会 監査内容中間報告
8月28日	監査委員会 規約改正委員会 理事会 監査委員会報告、規約改正委員会中間報告 他
9月9日	総務部会 幹事会事前準備
9月12日	いずみ会幹事会 平成2・3年度及び50周年協賛会の修正決算報告承認 他
	会報部会 会報35号内容検討
9月27日	規約改正委員会
10月8日	規約改正委員会
10月20日	規約改正委員会
11月28日	役員会 いずみ会の理念について、財源についての検討 他
12月5日	各期幹事 いずみ会会報発送
12月21日	規約改正委員会
平成5年	
1月19日	名簿部会 同窓会名簿の整備・利用方法の検討
1月21日	規約改正委員会
1月22日	会計部会 予算の費消状況確認
1月23日	役員会 予算の費消状況報告、今年のスケジュール検討 他
2月6日	役員会 規約改正委答申の検討
3月6日	役員会 今後のスケジュール、会報内容、新規約草案の検討 他
2月12日	会計部会 決算事前準備
3月16日	規約改正委員会
3月17日	会報部会 会報36号内容検討
3月21日	総務部会 会報の文面検討

同窓の礎たる母校の発展

学校長 平田和夫



前校長田中公一先生をはじめ歴代の校長先生のすぐれた業績を受けつぎ、四月一日付で都立府中高校より転補着任いたしました。専心努力する所存でございます。変らぬご支援をお願いいたします。

同窓会には、思想も感情も超

え、利害をも超え、無意識の内に精神同化し得る不思議な追懐と、温かな出会いがあることを経験しています。

母校に対するイメージは、母であり、本音で過去の青春を語り、現在を語り、今と昔の矛盾を理屈せず、理知を超えた無意識・無条件の中で受け入れ、安らぎを与えてくれるからであります。唯一、秩序なるものあるとせば、母校・同窓という名のもとに『信頼』があるのみであります。そのことを考える時、私は現在の本校の発展に重い責任があることを真摯に受けとめています。

感謝・多謝

昨年のいずみ会総会において以下の皆さんから寄附(御祝儀)を頂戴いたしました。(敬称略)

中2期 田中 英道(一万円)
中3期 大竹 恭麿(五千元)
高2期 新木 敬治(二万円)
高4期 佐々木健雄(五千元)
ありがとうございます。

ところで、いずみ会総会(今年六月六日)は何故六月の第一日曜日に開催するか、その理由をご存知ですか。

これは、学校の行事がこの時期少ない、五月のGWと夏休みの間で出かけるケースが少ない、入梅前で天気もちそう、浪人生でも来やすい等の理由です。

母校創立五十周年記念
協賛金寄附者名簿の訂正

会報35号に掲載した五十周年記念の協賛金寄附者名簿に一部誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、以下訂正させていただきます。(敬称略)

(追加)
中2期 早坂 明(二万円)
(訂正)
中3期 大竹 恭麿
(誤)五万円 (正)五十万円

寄附者名簿には、ご夫婦など複数の方が一緒に寄附された場合、どちらかの期に一緒に掲載してあります。

また、ご不明な点があれば、いずみ会まで御一報ください。

平成5年度教職員人事異動

(平成5年4月1日付)

(転出)

田中公一(校長) 都庁総務局
杉本 克也(日本史) 片倉高校
清水 眞事(保健体育) 都サッカ協会

吉田登代子(保健体育) 武蔵高校
笠井 高明(生物) 退職
松本 幸子(養護) 退職

(転入)

平田 和夫(校長) 府中高校
嶋田 尚(日本史) 第三商業高校

川村 真弓(保健体育) 北高校
佐藤 照子(日本史) 小金井工業高校

田中 弘和(化学) 武蔵村山東高校
木内 元子(養護) 都立松沢病院

御冥福をお祈り申し上げます

所 弘 第6代校長
平成5年2月3日死去
84才(昭和41年4月～43年3月)

竹内乙吉 第9代校長
平成5年3月2日死去
74才(昭和51年4月～54年3月)

中村治幸(化学)
平成4年4月28日死去
(昭和18年～22年3月)

同期会だより

二年続けて同期会

高9期 木下 駿介

平成三年秋、卒業後初の同期会に続き、昨年十月三日、先生方をお招きして第二回目を、千代田区平河町のマツヤサロンで開催しました。

「もはや戦後ではない」の経済白書の翌昭和三十三年に卒業して以来、実に三十五年ぶりのことでした。

第一回の準備から足かけ二年、発起人、幹事各位の並々ならぬご尽力で名簿も漸く充実して、出席者一〇〇名以上、二年目の「シンクス」を吹き飛ばす盛況でした。

滋賀(志賀)の水都(水戸)森谷の清水大泉

すき(鈴木)の堤

懸ける高橋

代表幹事の林久治郎氏がこう詠んだ、七先生方の元氣なご様子、教え子の方が感心するやら驚くやら。

白居易、サラエボ、ベンゼン、ワイルド、白村江、オフサイド、ロガリズム……一代以上に当る年月を経てさまざまな思いが去来する再会には、「バック・トゥ・ザ・フューチャー」そんな気がする同期会でありました。今回は三年後ということで散

新たな青春(紫春)に燃えて

高11期 加藤 勇

〈同期会〉

同期生が三十八歳になったときから、五年に一回開催し、これまで三回行っている。会場は日本青年館を利用し、参加者は、同期生の約三分の一の百二十名程度である。各回とも三時間半の時間では足らず、各クラスごとに二次会を行っている。

〈青春のカルチャートーク〉

第三回同期会の際、堤先生を囲んだ輪のなかで「君たちもそろそろ五十歳なんだからそれぞれこれまでの経験を語り合ってみては」というアドバイスをいただいた。そして、三百五十人三百五十様の貴重な経験と意見をゆつくり、じっくり聞ける場をつくらばさらに有意義なものだという結論に達した。

活動は同期会の幹事をカルチャートーク(以下「C・T」という)の実行委員とし、一部幹事を交替して実施することになった。年二回初夏と冬に開催しており、これまでに六回実施している。各回のスピーカーは、一名又は二名で男女のバランスをとっている。メンバーへの案内として、第二回目から「11期会報」を作っている。欠席者や遠方の人はこの会報を楽しみ

にしている。

これまで行ったC・Tのテーマは、次のとおりである。

茶道師範「茶道は、日米文化のかけ橋となりうるか」「国家公務員「国会の裏表」、歯科医「はみ出し歯科医の正直な話」、婦人警官「人生いろいろ(少年犯罪の深刻化)」、新聞記者「事実とは真実なのか(マスメディアの裏側)」、画家「私と日本画(日本画の描き方)」、弁理士「ブランド戦争のうらがわ」、医師「がんは、告知すべきか」、青少年相談員「電話相談で学んだ性と生」。課題は、プロとしての主婦の家庭運営学についてのトークがまだないことと、メンバーが三百五十人いるので、このペースでは百年近くかかってしまうことである。そのため、各メンバーに「今一番燃えているもの、話したいこと」等を、原稿用紙に書いてもらい、それを印刷物にできないかと検討中である。

〈サロンの設備及び友達料金での得々利用の提案〉

同窓生を主体に、異業種、異文化が刺激しあい独創的な行動を啓発する場「サロン」を設定してはどうか。世代をこえた交流は、永続きすると思うから。

また、同窓生同志が、友達料金で利用しあい、お互いにメリットのあるタイアップができるようなシステムをつくれなにかなどと話し合っている。

今日も第七回C・T開催通知発送のために幹事十余名が集まっているところである。

15期会継続の現状

高15期 正垣 教義

広い運動場を見渡せる中庭に、或日突然、円形校舎と言う名のUFOが飛来した。木造のゆつたりとした時の流れに棹さすコンクリートのそれは、デジ・アナ混淆の幕明けにも似て、時代と追いつけつこの青春を私達に強いた。あれから三十余年の時を経てなお、私達は戸惑いの青春を育にして、二年毎の第15期同期会に集まっている。

それは七年前の一九八六年十一月に遡る。鴻森和明氏の発案に呼応した世話役の労苦で名簿が整備され、記念すべき第一回同期会をメトロポリタンで催し、担任の先生方を初め百五十名の仲間による盛大な会でスタートした。その終宴時に二年後の同月に次回の開催が提案され、クラス担当制で内定済みの代表幹事を指名、承認して、世話役の継承システムが確立した。

以降、名簿データ管理者は常任補佐役となり、次回代表幹事は二年後の八月頃に各二三名のクラス幹事を指名依頼し、データの再確認、印刷物の準備、幹事会で案内状発送と打合せ、新名簿作成等を経て当日を迎える。(毎回同規模だが、昨一九九二年十一月七日の第四回15期会では「各界で活躍する同輩達」の講演企画に約九十名が参加。

講演者のひとりとは関口和雄氏(元練馬区議会議長)であった。閑話休題。会場の設定は代表

幹事の仕事。後日の会計報告と集合写真の発送で事は終るが、翌年の幹事新年会が真の打上げとなる。(これがまた、実に楽しいのだ!!)

これまで四回継続して来られたのは、クラス幹事の半数以上が続けて世話役を引き受けてくれているお陰と思う。以上、皆様のご参考になれば幸いです。ご報告した次第。

卒業後、早や三十年

高18期 高井 千恵子

一九九二年十月三十一日、池袋のホテルサンルートで高校18期の再開第四回目の同期会が開かれた。卒業後すぐ一度開かれた後、長く中断されていたが、一九八五年に再開され、以後不定期に開催されている。今回二年毎の定期的な開催が決まったのを機に、事務局を設けて、今後に向けて組織を整えた。

今回の会の出席者は五十六名、六名の先生方も参加して下さった。更に二次会、三次会にも、幹事が会場の収容人数を心配する位多数の参加者があり、非公式な四次会まであったと聞く。

高校18期である私達が清泉高校で初めて同期の仲間に出会ってから、今年でもう三十年になる。そんな歳になつてしまうと同期会で何が起きるか。生徒が先生に間違われたり、先生が生徒に間違われたりする! 昔は決してそんな事はなかったはずなのに。歳月は紅顔の美少年や美少女を、いつしか「おち」と「お

ばさん」に変える。そして、「おち」達が仕事・仕事で少々たびれ気味であったのに対して、「おばさん」達が元氣いっぱいであつたのが印象的であつた。

『今日の午前中何をしていたかなんてすぐ忘れてしまうのに、高校時代のある日の事は鮮明に覚えていて。』と誰かが言った。そのある日の事を忘れない為に同期会はあるのかも知れない。三次会までつきあつて下さった花咲先生、お疲れ様でした！

年四回の楽しい集い

高20期 関屋 収

20期は六年前に同期会を開いて以来、全員対象の同期会は開いておりません。その代り、その時の世話人達を中心となつて、年に四回、通常は、一、四、七、十月の第三土曜日に小さな同期会を行なつております。

一月、七月は、同期の宮本君が経営している原宿の有名な喫茶店クリスティーに三十、四十名が集まり、四月、十月は銀座、新橋あたりのビヤホールで二十名規模というような運営をしています。常連組も居れば一年に一回組、二十年振り組というように参加者はさまざまです。

口こみで連絡をしています。

で、同期の方で一度参加してやろうと言う方は、開催各月の初旬頃、下記へお問合せ下さい。

中川紀代子
03(3928)5945
牧川真理子
0424(77)3805

大泉高校旧職員の会

広瀬(浅見)芳子 英語
(高11期)

創立五十周年記念の集いをきっかけに、旧職員も定期的な集まりを持つという話もちあがり、七名の幹事が準備に取りかかったのが、平成四年の六月頃でした。案内状送付にあたり、五十周年記念事業実行委員会の手による旧職員名簿が大変役に立ちました。第一回の会合は同年十月四日、池袋東武バンケットホールで開催されました。

体育の野沢先生は、八十歳を越えられたとは信じられぬ程エネルギーが豊富なおはなしぶりで大泉高校在任時の思い出を語られました。つづいて、この三月に定年退職された清水眞事先生が学校の現況を話された後、再会を喜び、健康を祝して乾杯に移りました。堀江先生、花崎先生をはじめ、熊本からわざわざ上京なさつた恒松先生も交え、五十八名の先生方が三時間にわたつて楽しく語り合われました。次回(一九九四年(二年毎))に行なうことを決めて、名残りを惜しみながら、閉会しました。

同期会のお知らせ(予告)

高校10期の同期会

とき・7月3日(出) 午後4時
ところ・国際観光ホテル

(東京駅八重洲北口)

卒業後三十五周年の同期会です。詳しいことは羽根田さんまで。

(04048916219659)

高校32期の同期会

とき・9月4日(出) 午後7時
ところ・新宿周辺を予定

現在、同期の名簿を作成中です。住所確認のハガキをまだ戻していない方は至急ご返送を。同期会、名簿についての詳細は鎌田さんまで。

(03133121573)

「中学一期の同期会

開催される」

中学一期の同期会がこの四月十八日に開催されました。詳細は次号にてお知らせします。

会報担当者からのお願ひ

同期会やクラブのOB会などの楽しい様子を、会報でご紹介したいと思ひます。是非ともご連絡ください。

(大泉高内、いずみ会会報担当宛)



先生方の記念撮影風景

国公立大学・短大

大 学 名	新卒	旧卒	合計
北海道		2	2
北茨城	1	1	2
埼玉	11	8	19
千葉	6	3	9
東京		1	1
東京学芸	4	2	6
東京農工		4	4
電気通信	1	5	6
横浜国立	1	1	2
信州		2	2
京都		1	1
琉球	2	1	3
京都府立	6	5	11
京都府立	2	1	3
京都府立	1	1	2
京都府立	2	1	3
京都府立	9	6	15
合 計	46	45	91

専修各種学校	13	6	19
--------	----	---	----

就 職	2		2
-----	---	--	---

私立大学

大 学 名	新卒	旧卒	合計
城西学院	2	15	17
青山学院	10	5	15
山手学院	2	13	15
女子学院	8	9	17
共立女子	3	2	5
慶応義塾	1	3	4
成蹊	5	23	28
成蹊	6	14	20
専大	2	9	11
東文	7	38	45
大玉	5	5	10
中央	16	22	38
東京	2	8	10
海城	8	8	16
女子	2	3	5
経国	5	17	22
女子	11	29	40
日本	22	39	61
日法	2	5	7
武蔵	10	20	30
明治	8	16	24
学	13	35	48
院	3	10	13

私立大学 (続き)

大 学 名	新卒	旧卒	合計
立教	7	14	21
立正	2	9	11
早稲田	8	20	28
立命館	1	8	9
他	66	132	198
合 計	237	540	777

私立短大

大 学 名	新卒	旧卒	合計
十文字	2		2
文京学院	6	1	7
青山学院	5	2	7
女子	6	1	7
立	9	1	10
能	2	2	4
徳	2		2
子	4		4
城	2		2
洋	3	1	4
武蔵	2		2
立	6		6
蔵	4	1	5
教	17	4	21
野			
女			
学			
院			
他			
合 計	70	13	83

新・旧卒業生の進路状況

(平成5年4月9日現在)

新しい規約で開かれた会に

1 規約改正のきっかけ

一昨年の母校五十周年記念事業を契機として、いずみ会の存在が改めて会員の皆さんから注目を集めている中、昨年四月より会長職を努めて参りました。しかし、今日までに会の運営に支障をきたす幾つかの問題が明らかになってきました。

とりわけ、会の財政は大きな不安を抱えながら運営しています。即ち、いずみ会会員数が現段階で一万七千人を超え、しかも増加する一方であり、結果、会報発送・名簿作成・総会や幹事会開催といった、最低限の会務遂行にも多大な費用がかかるようになっていきます。

それにもかかわらず現状のいずみ会は、減少傾向にある新入会員(卒業生)の入会金(本年度で約二百万円)のみが収入源で、いずみ会会計に組み入れた五十周年事業の残金を食いつぶしている現状です。

この現状を見るにつけ、会員の皆さんから会費等のご支援をいただく必要性を強く感じていたのですが、そのためには広く会員の皆様の意見を会務に反映すべきであり、現行規約ではこの点で少々無理があると感じました。これが、規約改正を検討しようと考えたきっかけです。

会長 田中英道

2 現行規約の問題点

現行規約の最大の問題点は、会長職の権限が極めて強く、会長のほとんどすべてに及ぶという点です。会の会計を監査する監事自体を会長が選任する仕組み等が、いい例です。その他、役員任期の規定が無く、職務執行を見直す機会が失われていることや、最高議決機関である幹事会の定足数も二十年以上も変わっていないことも問題と考えます。

3 規約改正のこれまでと今後

平成四年度、会長の諮問機関として規約改正委員会を設置し、先般、答申をうけたところですが、その答申内容をいずみ会執行部にて若干修正し、8・9ページにある改正規約草案を作成致しました。この執行部草案を作る過程においては、さまざまな議論が交わされました。全員が一致して賛成した箇所ばかりではなく、多数意見として出された部分もあります。そこで、皆さんからのご意見をうかがう場を設けました。規約は最終的には幹事会で決議されますが、できるだけ多くの声を反映したものを作りたいと思っています。是非とも貴重なご意見をお寄せください。なお、日程については、7ページの通りです。

いずみ会規約(現行)

第1章 総 則

- 第1条 この会は、いずみ会と呼び、東京都練馬区東大泉町380番地 東京都立大泉高等学校内におく。
- 第2条 この会は、会員相互の親睦・援助を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 この会は、次の正会員と特別会員とをもって構成する。
- 1 正会員 東京都立大泉中学校および同高等学校の卒業生ならびに同校にかつて在学した生徒で特に会長が承認した者。
- 2 特別会員 東京都立大泉高等学校の教職員および同校ならびに同中学校にかつて在籍した教職員。
- 第4条 正会員は会費を収めなければならない。
- 第5条 特別会員はその互選により、委員若干名を選ぶことができる。委員は特別会員のために当会との連絡にあたるものとする。
- 第6条 東京都立大泉高等学校長を当会の最高顧問とする。顧問は会の運営に関し、会長に意見を述べることができる。

第3章 幹 事 会

- 第7条 この会に幹事会をおく。幹事会はこの会の意思決定機関とする。
- 第8条 幹事の任期は別に定める。
- 第9条 幹事会は、年1回会長が招集する。
- 第10条 1 会長は臨時会を招集することができる。
- 2 幹事総員の5分の1以上の要求があるときは、会長は幹事会を招集しなければならない。
- 第11条 1 幹事会は、幹事20人以上の出席がなければ議決することができない。
- 2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
- 第12条 議長は幹事会において互選する。
- 第13条 幹事会は次の事項を審議決定する。

1 会長の選任

- 2 規約の改正ならびに施行規則の制定または改廃
- 3 予算の議決ならびに決算の承認
- 4 その他、特に会長が附議した事項

第4章 事 務 局

- 第14条 この会に事務局をおく。事務局は、この会の事務執行機関とする。
- 第15条 事務局は、会長および若干名の理事をもって構成する。
- 第16条 理事は幹事のなかから、会長が任免する。会長は、理事のなかから副会長、および事務局長を指名する。
- 第17条 会長が欠けたときは、副会長がこれにかわる。
- 第18条 会長は、この会の事務を総括し、会を代表し、かつ議案を幹事会に提出する。
- 第19条 事務局は、この会の事務一般および次の事項をおこなう。
- 1 規約改正案ならびに施行規則の制定改廃案の作成
- 2 予算案の編成ならびに決算報告書の作成
- 3 総会開催に関する事項
- 4 特別事業の立案、実行、およびその他の事項
- 第20条 1 会長は、幹事のなかから監事を選任する。
- 2 監事は、この会の会計を監査して、監査報告書を事務局に提出しなければならない。

第5章 総 会

- 第21条 会長は、会員の親睦を図るため、年1回総会を開催しなければならない。

第6章 常任幹事会

- 第22条 この会に常任幹事会をおく。常任幹事会は、会長の諮問機関とする。
- 第23条 会長は、幹事のなかから常任幹事を指名する。
- 第24条 常任幹事会は、会長の諮問事項について答申する。

第7章 会 計

- 第25条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
- 第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日で終る。
- 第27条 決算に関する事項は、年1回幹事会に報告しなければならない。

第8章 付 則

- 第28条 この規約の施行に関する規則は、別に定める。

規約改正について

皆さんの意見をお寄せください

今回の会報では半分の6ページをさいて、規約改正についてご説明しています。文字ばかりが並んでいて、わかりづらい点多々あるかと思いますが、いずみ会にとっては大事な問題です。検討の過程を含め、できるだけ正確にお伝えしたい、ということとこうした形になりました。ご了承ください。

さて、今回提示した新規約の草案(次ページ以降)に関して、できるだけ多くの会員の皆さんの声やご要望をうかがっていきたいと思います。具体的には、以下に示すスケジュールで公聴会を開催し、皆さんの声を直接おききすることになりました。(公聴会に出席できない方は、お手紙でご意見をお寄せ下さい。)お待ちしております。

規約改正関連スケジュール

(予定)

6月6日(日)いずみ会総会

総会当日にご意見をお寄せいただいても結構です。

7月4日(日)公聴会

午後1時より、母校にて

9月18日(日)役員会

執行部案を最終決定します。

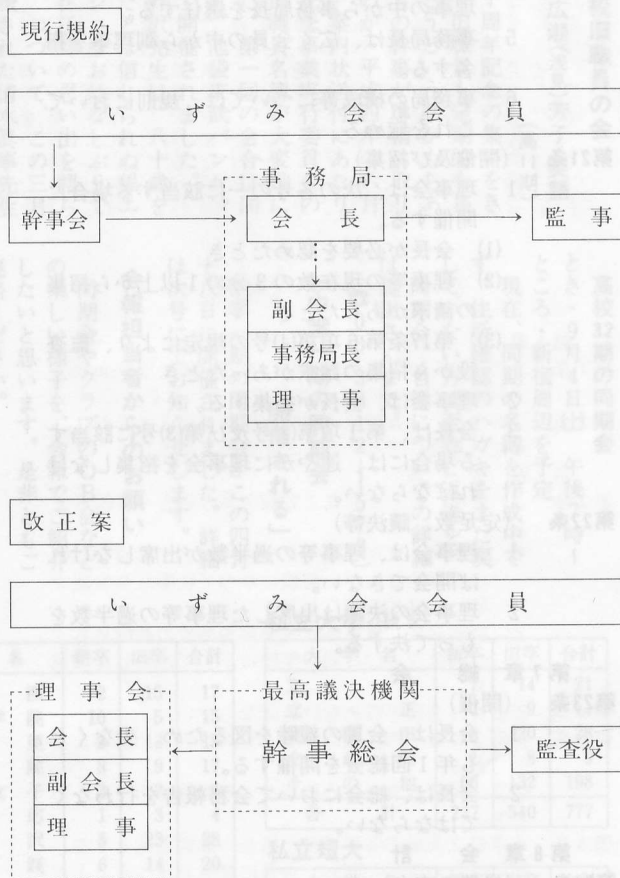
10月3日(日)いずみ会幹事会

最高議決機関である幹事会(各期の幹事が集まる場)

で、決議をいたします。

なお、幹事会での結果や様子は、次号にてお伝えします。

組織図(矢印は選任関係を示す)



新規約草案のポイント

一 第一章 総則について
いずみ会の名称、事務所、目的、事業を定めた。

二 第二章 会員について
会員が広くいずみ会の活動について参加することができるようになるため、会員がいずみ会の全ての活動について出席し、意見を述べることができる旨を特に定めた。

三 第三章 幹事について
各卒業年度の会員は、自薦、あるいは他薦により二十名以内の範囲で幹事を選出し、いずみ会の最高議決機関である

幹事総会の構成員となることにより、いずみ会の意思決定に参加することができることとした。なお、幹事となった会員については、いずみ会に幹事として登録することになる。二十名以内としたのは現在選任されている、卒業生十クラスの各二名ずつのクラス幹事に、自動的にいずみ会幹事に就任して貰うためである。

四 第四章 幹事総会について
幹事をもって構成する幹事総会をいずみ会の最高議決機関とした。幹事総会は、事務局長、副理事を除く役員の内

免、予算決算等、重要事項について決議する。なお、これまで委任状による出席が大半でそれにより議事が決する面があったため、委任状による出席を認めないこととし、それとの関係で定足数を現行の二十名以上から三十名以上とした。

五 第五章 役員について
役員としては、監査を行う監査役、業務執行を行うそれ以外の役員を定めた。任期については二年とし、二年毎に改選を行うことにした。

六 第六章 理事会について
いずみ会の業務を行う機関として理事会を設け、その意思決定を行うこととした。また、その下に事務局を置き具体的な事務を行い、その長として理事の中から事務局長を選任し、更に事務局における事務を補佐する副理事を事務局長が随時選任できることとした。

七 第七章 総会について
総会は親睦及び会務報告のためのものとした。

八 第八章 会計について
会費等の徴収、予算決算、会計年度等について定めた。

九 第九章 規約変更について
出席幹事数の四分の三の決議で変更できることとし、通常の議決より要件を重くした。

十 付則について
現役員、幹事はそのままそれぞれに職に就くこととし、役員任期は最初の幹事総会までとした。

十一 いずみ会規則(案)について

卒業生の納める五千円は入会金及び十年分の会費とし、その後年会費を二千円づつ納めて貰うこととした。事務局の構成については現行の各部を定め、書記についてのみ記録と変更した。

第19条 (顧問)

- 1 顧問は、本会の運営に関し、意見を述べることができる。
- 2 東京都立大泉高等学校長を本会の最高顧問とする。

第6章 理事会**第20条 (構成及び権能)**

- 1 理事会は、会長、副会長、理事（以下「理事等」という）をもって構成する。
- 2 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。
- 3 前項の業務執行のため、理事会のもとに事務局を置く。
- 4 理事会は、事務局における事務処理のため、理事の中から事務局長を選任する。
- 5 事務局長は、広く会員の中から副理事を指名する。
- 6 事務局の構成等については、規則においてこれを定める。

第21条 (開催及び招集)

- 1 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要を認めたとき
 - (2) 理事等の現在数の3分の1以上から招集の請求があったとき
 - (3) 第17条第6項(4)号の規定により、監査役から招集の請求があったとき
- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 会長は、第1項(2)号及び第(3)号に該当する場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

第22条 (定足数、議決等)

- 1 理事会は、理事等の過半数が出席しなければ開会できない。
- 2 理事会の決議は出席した理事等の過半数をもって決する。

第7章 総会**第23条 (開催)**

- 1 会長は、会員の親睦を図るため、少なくとも年1回総会を開催する。
- 2 会長は、総会において会務報告を行わなくてはならない。

第8章 会計**第24条 (経費の支弁)**

本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第25条 (入会金及び会費)

本会は、正会員から入会金及び会費を徴収することができる。

第26条 (入会金及び会費の額)

入会金及び会費の額等に関しては、規則でこれを定める。

第27条 (予算及び事業計画)

本会の予算及び事業計画は、会長が作成し、理事会の審議を経て、幹事総会の議決を得なければならない。

第28条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び収支計算書等を作成し、監査役の監査を受け、幹事総会の議決を得なければならない。

第29条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更**第30条 (規約の変更)**

本規約は、幹事総会において、出席幹事数の4分の3以上による議決があったときは、改正することができる。

附 則

第1条 本規約は、平成6年4月1日から施行する。

第2条 本規約施行時における旧規約上の幹事は、本規約上の幹事と見做す。

第3条 本規約施行時における、旧規約上の会長、副会長、理事、事務局長は、それぞれ本規約上の各役員と見做す。

第4条 本規約施行時における旧規約上の監事は、本規約上の監査役と見做す。

第5条 本規約施行時における旧規約上の常任幹事は、本規約上の副理事と見做す。

第6条 本規約施行時における役員の任期は、本規約施行後最初に開かれる幹事総会の時までとする。

い ず み 会 規 則 (案)**第1章 入会金及び会費****第1条 (入会金)**

正会員は、東京都立大泉高等学校卒業時に、入会金及び卒業後10年分の会費として5,000円を納入するものとする。

第2条 (会費)

正会員は、東京都立大泉高等学校卒業後10年を経過した年度から、年会費2,000円を納入するものとする。

第2章 事務局の構成**第3条 (構成)**

事務局には以下の部を置く。

- (1) 総務・企画
- (2) 会報
- (3) 記録
- (4) 名簿
- (5) 会計

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

いずみ会新規約 (草案)

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、いずみ会と称する。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を東京都練馬区東大泉5丁目3番1号、東京都立大泉高等学校内に置く。

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会報等の発行
- (3) 会員名簿の発行
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 (種類)

本会は、次の正会員及び特別会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 東京都立大泉中学校及び東京都立大泉高等学校の卒業生並びに同校に在学したことのある者で本会に届け出た者
- (2) 特別会員 東京都立大泉高等学校の教職員並びに同校及び同中学校に在籍した教職員

第6条 (会員の権利)

本会会員は、幹事総会、理事会その他本会の全ての諸活動に参加、出席し、意見を述べることができる。

第3章 幹 事

第7条 (幹事)

- 1 各卒業年度の会員は、幹事を20名以内選出することができる。
- 2 特別会員は、幹事若干名を選出することができる。

第4章 幹事総会

第8条 (構成)

幹事総会は、幹事をもって構成する。

第9条 (権能)

幹事総会は、本会の最高議決機関とする。

第10条 (種類及び開催)

- 1 幹事総会は、定時幹事総会と臨時幹事総会の2種とする。
- 2 定時幹事総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時幹事総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 幹事20名以上から招集の請求があったとき
 - (3) 第17条第6項第(4)号の規定により、監査役から招集の請求があったとき

第11条 (招集)

- 1 幹事総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第(2)号及び第(3)号に該当する場合には、速やかに臨時幹事総会を招集しなければならない。

第12条 (議長)

幹事総会の議長は、幹事総会において互選する。

第13条 (定足数)

幹事総会は、30名以上の幹事の出席がなければ開会することができない。

第14条 (議決)

幹事総会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 (権能)

幹事総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長、理事及び監査役の任免
- (2) 顧問の委嘱
- (3) 本規約の改正並びに規則の制定又は改廃
- (4) 事業計画
- (5) 予算並びに決算
- (6) その他特に会長が付議した事項

第5章 役 員

第16条 (種類及び定数)

- 1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 副理事 若干名
- (6) 監査役 若干名

- 2 監査役は、他の役員を兼ねることができない。

第17条 (職務)

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 会長、副会長及び理事は理事会を構成し、本規約の定めるところにより、本会の業務に関する議決を行い、また業務を執行する。
- 4 事務局長は、事務局を統括し、本会の業務の円滑な執行をはかる。
- 5 副理事は、事務局において理事の業務執行を補佐する。
- 6 監査役は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計を監査すること
 - (2) 業務執行を監査すること
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び幹事総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び幹事総会の招集を請求すること

第18条 (任期)

- 1 各役員の任期は2年とする。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は任期満了又は辞任した場合においても、後任者の就任までその職務を行わなくてはならない。

規約改正において検討した点について

1 全体的な機構について(7ページ組織図参照)

現行の規約の最大の問題点は、会長に権限が集中し過ぎていることにあった。そこで、会員の総意を反映した最高議決機関を設けること、その意思に基づき選任された理事が理事会を構成し業務執行を行うこと、また最高議決機関が監査役を選任し、会計及び業務執行を監査することについては、異論がなかった。

2 いずみ会と会員との関係

(最高議決機関、名簿作成、会費徴収等)について

(1) 最高議決機関については、おおよそ以下の通りの三通りの考え方があった。なお、現在会員数は一万七千六百八十四名、その内住所が判明している会員は約八千名、卒業年度(期)の数は四十八期である。

① 会員全員を構成員とする会員総会(以下「総会型」という)

② 各期の会員から選ばれた幹事(各期一名から二十名)を構成員とする幹事会(以下「幹事会型」という)

③ 各期のクラス幹事が選任した代表幹事(各期二名)を構成員とする代表幹事会(以下「代

表幹事会型」という)

(2) ①の総会型は、いずみ会とは個々の会員と直接結び付いているということを基本としており、会員の総意を反映させるためには会員総会を開催しそこで重要事項について決議することが最も望ましく、また、会員が総会に参加し意見を述べ議決することにより、いずみ会が会員に対し開かれたものとなる。

この考え方に對する意見(以下「意」)並びに對政策(以下「対」)を示す。

意「総会を開くに当り、一万人以上の会員を擁していることから、その通知に關し相当費用がかかる」対「定時総会については会報発送と同時に進行することにより経費節減が計ることができそれほどの負担とならない」意「参加会員数の把握に困難を伴いしたがって会場の確保が難しい」対「会場については技術的な問題であり、例えば大泉高校の体育館を借りる等その方法を考へるべきで参加者が多くな

ることを犠牲にすべきでない」意「参加会員数が少ない場合が予想され定足数の設定が困難となる恐れがある」対「定足数については特に

定めないで、総会を開催して参加会員がいる以上、いずみ会に對する関心を持つている会員の集会となるのであるから、それで総会としては成立すると考えれば足りる」

意「いずみ会と会員の間に期の代表者となる会員を置かないため、名簿整備等期の協力を必要とする事業に支障を来す」対「期の協力を必要とする場合には個別に各期から協力者を募ればよいのであり、それと最高議決機関をどうするかは別問題である」

(3) ③の代表幹事会型は、いずみ会と個々の会員との結び付きを期を基本として考へるもので、各期のクラス幹事(各クラス二名)の中から期を代表する代表幹事二名を選任する。そして、各期の代表幹事が構成する代表幹事会が最高議決機関となる。このような組織とすることにより、各期の活動を促進し、同期会での結びつきを強めることを基本として、いずみ会も活発化させていこうとする。また、参加者数を絞ることにより、代表幹事会開催費用、事務手続の節減が計ることができ、機動的に意思決定ができる。更に、各期の代表者が特定されているため、その会員を通して期の協力を必要とする事業が円

滑に行われるとする。

意「個々の期からクラス幹事が選任されない場合に代表幹事の資格そのものがどうなるかが問題となりうる」対「クラス幹事が選任されない場合にはいずみ会から幹事を指名することができることとすれば足り、しかもそれにより、会への参加会員を増やすことができる」

意「期の代表者となることを望まないが、いずみ会の活動に参加したい会員の意見表明の場がなくなる」対「個々の会員はクラス幹事あるいは代表幹事にその意思を伝え、決議に反映するようにすれば足りる」意「代表幹事二名しかいずみ会の意思決定に参加できない」対「代表幹事以外の会員も代表幹事会へ出席し、意見を述べることができ

る」

(4) ②の幹事会型は①と③の中間形態で、事務局草案はこの幹事会型となる。幹事会型でも個々の期から「定数」の幹事を選任しなければならぬとする考え方もあるが、事務局草案では、一応各期は二十名以内(新入会員に關し、十クラスについて各二名を卒業時にクラス幹事として選任していることから、このクラス幹事を自動的にいずみ会幹事とするためにこの定数を定

めた)のクラス幹事を選任することができるとし、その人数以内であれば何人でもまた自薦でも他薦でも問わないこととした。これは「ある程度」幹事数を絞ることにより、②と同様に、開催費用、事務手続の節減が計られ、機動的にいずみ会の意思を決定できること、いずみ会との結び付きを個人との直接の結び付きととらえ、期を離れて会に参加したいという希望を持っていく会員も比較的自由に幹事となつていずみ会の意思決定に参加できること、各期から幹事を選任することにより、たとえば名簿作成等、期の協力を必要とする場合にも幹事を通じて協力を得ることが可能になること等の理由からである。

意「各期の幹事数を定数としていないため、幹事を選任しない期の活動を活発化する方策が考えられていない」対「いずみ会自身が幹事の選任を積極的に図ることとは規約にかかわらず行ふべきである」

意「幹事数が非常に多数となった場合には総会型と同様に通知・開催に困難を来す」対「そのような事態になった時点で規約を見直す」

意「幹事となった会員の把握が明確でない」対「幹事となった会員はいずみ会に

登録等を行うことにより、その資格を確認することにするばよい」

(5) なお、いずれの考え方においても個々の会員は、いずみ会の諸活動(総会、幹事会、代表幹事会、理事会、その他委員会等並びに各期といずみ会との橋渡し)に参加し、その意見を述べる事ができることを認め、より多くの会員の参加をはかることとしている。

3 役員及び業務執行機関について

- (1) 役員については、会長一名、副会長二名、監査役若干名を置くことについては異論がない。
- (2) 会長、副会長の選任については、最高議決機関が選任した理事の互選により選任されるという態勢を取る意見もあったが、会長等の役員の任免に関し、会員の意思をより直接反映させるために最高議決機関が直接任免する考え方が多数を占めた。また、監査役についても会計、業務執行を監査するのであるから、最高議決機関から選任するのがよいと考えた。
- (3) 最高議決機関を選んだ理事等が理事会を構成し、業務執行を行う態勢を取ることに格別異論がない。但し、理事会の代表者を定め、その会員が会長とは別に理

事を統括し、業務執行を統括する立場に立つ態勢を取るかは議論となった。この点については、理事会の長と会長の権限の分配をどうするかを検討した結果、事務局草案では、会長が会を代表することとし、理事会の長は別に設けず、ただ理事会の下に事務局を置き、事務局における事務を統括するものとして事務局長を置いた。

(4) 事務局草案では副理事という立場を設けた。これは事務局において理事の業務執行を補佐する人材を広く

- 会員の中から募り、なるべく多くの会員が会の活動に参加する機会を増やすためである。この点については特に異論はなかった。
- (5) 役員の任期は一応二年と定めた。これは役員の業務執行等を見直す機会を設ける必要から定めたもので、この点についても特に異論はなかった。なお、再任をある程度の期間で制限するべきという意見もあったが、そこまで制限する必要はないとの意見が多数であった。

4 総会について

前記の総会型であれば、総会は最高議決機関となるが、その他の場合には総会は親睦のためのものとなる。ただ、総会はただ親睦のみを目的とするものではなく、会員に対

する会務報告の場としても重要な意味を持つものである。

5 会の財源について

- (1) 会の財源については、これまでのように新入会員(卒業生)の入会金のみでは会報発行及び郵送、名簿作成、総会等の開催、その他いずみ会の事務を遂行することが困難であることは明らかで、会員にその運営費を負担して貰うことについては異論が無かった。ただ、会員に負担して貰うに当り、会費という名称を用い、毎年定額を納めて貰う会費制を取るか、金額等は一切定めず、毎年寄付を募るという寄付制を取るかが特に問題となった。
- (2) 会費制を取る考え方も会費未納入の会員に対しては強制することはできないとの考え方で一致している。ただ、会の運営には例えば会員とのつながりの基本である会報の発行と郵送、名簿の整備と維持を継続的に実施するため必然的に経費がかかるのであるから、母校の同窓会の存続を会員自身の問題としてとらえていただき、費用の分担をお願いするというのが趣旨である。
- (3) これに対し、寄付とすべきとする考え方は、いずみ会が、全ての会員の参加合意のもとに構成された会

ではないので、各会員に会費制を課するのは限界があり、いずみ会への参加はあくまでも各会員の自発的な意思によるものであり、資金援助についても任意の形にすべきであるとする。

- (4) 事務局草案では一応会費制を取る考え方が多数を占めたが、未納入の会員に対する強制力は何等定めていない。また、会費の具体的徴収事務については規約上は特に規定はしないこととした。なお、寄附については別途募ることができるとした。
- (5) なお、期の活動を活性化するために期の会費と共にいずみ会費も代表幹事等が徴収することができると期については代表幹事等に依頼できないかとの提案もあった。これに対してはそのような代表幹事等の職務を認めるといずみ会への入金を実際に行われたのか等の報告を含め、期の代表幹事等が作業負担に耐えられない恐れがあるのでそのような制度を取るべきではないという意見があったが、直接入金についても同様の問題が生ずるとの反論があった。

- (6) 会費徴収の時期及び金額については、前記のように実質的に会費制導入の趣旨を理解し納入意思を有する会員の納入を期待し、納入意思のない会員からは強制

的に徴収する制度を予定しないことを前提として、事務局草案では高校卒業後一年目から二千元を年会費として徴収することとした。高校卒業後十年程度経てば経済的な負担は可能となると思われること、二千元としても会費納入意思のある会員が支払意思を翻すとも考えられないことなどからこのような基準を一応定めたものである。ただ、金額については二千元の負担は大変であるという意見もあり、この点については特にご意見をお伺いしたい。

6 付則について

改正規約の施行は平成六年四月一日を予定し、また現規約上の役員等は新規約上の役員等が選任されるまで新規約上の役員等を務めることとした。

7 事務局の部について

一応現行の各部を前提としたが、書記についてはいずみ会の諸活動を記録する役割を有するとして記録という名称に変更すべきとの意見が出た。



誇れる名簿作りにむけて

名簿部会

昨年より、名簿の整備を担当する事になりました。各期の幹事の方と一緒に、名簿担当の五名で現在一万七千名を超えるいずみ会会員の住所等を整理しようというのですから『愚行』に等しい作業も予想されます。

各期の名簿整備状況についていえば、中学1期から高校20期代の前半までは、ある程度名簿ができているものの、それ以降の期については高校卒業後間もない期を除いて、大半が未整備、あるいは未着手の状態のようです。考えてみれば卒業後の十五年間は進学や就職、結婚や出産といった人生の中でも変化の激しい多忙な時期なので、名簿整備どころではないのかもかもしれません。

しかし名簿の整備なくしては、会員間の交流が始まりません。久し振りに会う機会を並べた同期の仲間の顔を懐かしく、思い出深いものですが、昨日まで単に近所に住んでいた人、取引先の人、実は大泉の先輩、後輩だったなんて、というのも面白いと思いませんか。そうした楽しい姿を夢見ながら、今後に向けて今、こういった検討をしているか、挙げてみたいと思います。

高校45期 いずみ会幹事

1組	矢島 正章	165	中野区鷺宮6-23-14	3926-4865
	佐々木 彩	179	練馬区早宮4-34-15	3993-1942
2組	武井 友彦	178	練馬区南大泉1-4-6	3925-3857
	渡辺 幸代	178	練馬区大泉町3-33-13	3925-4878
3組	竹内 健一	179	練馬区田柄2-11-22	3977-7984
	田村 朋子	166	杉並区阿佐谷南3-26-20	3398-9219
4組	穂積 圭介	176	練馬区練馬4-22-3-B35	3948-4403
	清水 千加	177	練馬区三原台3-4-6	3925-5271
5組	山田 英臣	178	練馬区大泉学園町5-27-19	3923-2854
	伊藤 涼子	177	練馬区富士見台1-11-9	3999-2002
6組	中邨 良樹	177	練馬区上石神井2-8-14-104	3928-6637
	野口 裕子	179	練馬区光が丘6-1-4-1109	3976-6202
7組	秦 寛也	176	練馬区中村北1-20-12-401	3926-0173
	毛利 記子	164	中野区上高田4-8-2-301	3389-7570
8組	高畠 裕介	168	杉並区宮前4-22-21	3331-2245
	尾形 聡子	178	練馬区大泉学園町7-11-38	3921-4067
9組	吉川 泰正	176	練馬区豊玉上2-9-10-801	3948-8781
	室井 礼奈	167	杉並区本天沼2-14-16-234	3397-5516

※幹事の仕事は名簿の確認、会報の発送、総会の運営などです。どうしても都合がつかないときは同じクラスの人に代理をお願いして下さい。

話題

◆高26期で現在母校の数学科の教諭でもある沼田英一先生が、この三月めでたくご結婚されました。奥様のお名前は千鶴子さん。あまりにも突然の出来事に周囲は「可愛い奥さんを一刻も早く自分のものにしたかったに違いない」の声しきり。

◆高6期、矢澤秀雄さん(専修大・物流会計学教授)のお葉書「会報34・35号ありがとうございます。昨年度、米イリノイ大に行っていました。そのときお会いした会員の住所をお知らせします。」ということで、高5期でプリンストン大学・言語学教授の牧野成一さんの住所をご連絡いただきました。世界中で活躍されていたいずみ会員の「コマ」を知った次第。

◆高7期の鳥井正夫さんからも会報送付のお礼状をいただきました。関西の大手鉄鋼関連の能力開発会社にて技術者教育に従事されていたらしいとのこと。配属先の上司が大泉の先輩だった、というケースもあります。社会の身近なところで同窓生同志のふれあいが起こっているようです。

◆円形校舎のほんの一角に同窓会室があります。といっても古い名簿が山積みになっていたりする「納戸」代わりなのが現状。いつの日か同窓会館なるものを作り、同窓生が自由に集える、というのが某会員の夢。如何に。

編集後記

▼本来、これを書くべき人物は高32期の仲沢浩一氏でしょう。

が、本人謂わく「いま原稿用紙を前にしたら、何を書きなぐるか判らない。」と強く訴えるので、私めが引き受けさせて頂きました。ちなみに私の眼前では、氏が紫煙の中で何事か呟きながら、また校正作業を続けています。

▼実は今回の会報作成にあたっては、前号まで我々がおんぶにだっこで頼り切っていた高18期の中村謙編集長が本業(新聞社です)に忙殺され、私ども素人集団が仕事を任されてしまったのです。さて困ったと一同頭を抱えながら五里霧中で作業を始めました。しかし、気がつけば不幸にも原稿収集の役目を負った仲沢氏が、日夜原稿と向き合い苦悩する日々には陥っていたようです。

▼本号でもまた、多くの先輩方にご協力を賜りました。原稿や写真を快く提供してくださいました皆様、本当にありがとうございます。とりわけ、素人の無暴なお願いに突貫作業で応えて下さいました一光印刷社長の高6期篠原昭さん、私共の惨状を見かねて援軍として大活躍して下さいました総務の高28期西沢正博さんには、お礼の申し上げようありません。

▼さて、奮闘努力の結果は如何なものでしたでしょうか。是非、ご感想・ご助言を事務局までお寄せ下さい。(高40期・香)